

令和8年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名：長野県
農業委員会名：高森町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和8年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5 年 7 月 20 日

任期満了年月日 令和8 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	5	5	7

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	956
農業経営体数	654

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	969
女性	452
40代以下	74

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	55
基本構想水準到達者	37
認定新規就農者	17
農業参入法人	3
集落営農経営	1
特定農業団体	
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	269	645				914

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	914.00 ha	188.10 ha	20.6 %
課題	担い手の高齢化や後継者不在による離農が進む中、一方で新規就農者の確保策などにより集積率は何とか維持している状態。また、耕作地の分散や条件の良くない圃場も多いことが課題。集積率を上げるには、構想水準に到達していない中心経営体・農業者の所得向上や認定が必要だが、容易ではない。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和16年度	集積率	36.0%
今年度の新規集積面積	15.00 ha	農地面積(C)	914.00 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	203.10 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)÷(C)	22.2%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2)遊休農地の解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	15.42 ha	8.10 ha	7.32 ha
課題	山沿いなど耕作条件の悪い地域での遊休荒廃化が中心ではあるが、近年では優良農地の一帯の中にも遊休農地が生じてきている。今後は、高齢化や後継者不在による離農によって、一層の遊休荒廃化が進むことが懸念される。		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	2.600 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.5200 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	5.900 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	農地所有者及び受け手の意向を確認するとともに、具体的な解消方法として、国・県や町などの遊休農地解消の補助金の活用を検討する。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	2.600 ha
---------------------------	----------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者	令和7年度新規参入者
	3 経営体	2 経営体	5 経営体
	0.80 ha	1.52 ha	2.13 ha
課題	管内JA・市町村の連携による新規就農研修制度などの施策により毎年一定数の新規就農者は確保されているが、課題として就農後の所得目標達成に向けて、経営内容の十分なフォローアップを引き続き重点的に行う必要性あり。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均
	27.50 ha	28.90 ha	37.20 ha	31.200 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	31.20 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日／月	最適化活動を行う 農業委員の人数	14 人
		農地利用最適化推進委員の 人数	5 人

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
11月	遊休農地の解消	農地の利用状況調査、特に未収穫の果樹園地の有無を中心に利用状況調査を行い、所有者への意向確認と遊休農地解消に向けた声がけを行う。
12月	農地の集積	利用権の終期に合わせて、更新されない見込みの農地へ重点的なフォローとマッチングに努める。
2月	新規参入の促進	地域計画の定期見直し時期に合わせ、協議の場に出席し、新規参入者の発掘を図る。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	3月	相談会名	南信州農業なんでも相談会
参加者数	1人	開催場所	JAみなみ信州本所
相談会の内容	南信州管内における就農相談会。新規就農者向けの相談だけでなく、農業後継者問題などの農業に関わる多面的な相談に対応する、就農誘致・地域農業の持続を含めた農業相談会。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)